

行政財産使用料徴収の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容										
教育庁 教育振興室 保健体育課	行政財産の使用許可について、使用料を徴収していないものがあった。 施設名：大阪府立門真スポーツセンター <table border="1" data-bbox="468 512 1727 684"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>1,591.16㎡</td> <td>高圧電線の下敷</td> <td>(注1) 1,429,000円</td> <td>H30.4.1～R3.3.31</td> </tr> </tbody> </table> (注1) H31.4.1～R2.3.31までにかかる使用料について、使用者へ納入通知書を発行していなかった。					種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	土地	1,591.16㎡	高圧電線の下敷	(注1) 1,429,000円	H30.4.1～R3.3.31	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【行政財産使用料条例】 (使用料の納付) 第2条 行政財産の使用をしようとする者は 使用料を納付しなければならない。 (納付の時期) 第四条 使用料は、使用開始の前日に全部を納付させなければならない。</p> <p>【行政財産使用許可書】 第6条 使用料は、別に発行する納入通知書により、その定めるところに従って納付しなければならない。</p> </div>	過年度収入として、設置者から使用料の徴収を行った。 また、会計事務を担当する職員を対象とした課内研修を実施し、使用料の徴収漏れがないよう周知徹底を図った。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間													
土地	1,591.16㎡	高圧電線の下敷	(注1) 1,429,000円	H30.4.1～R3.3.31													

監査（検査）実施年月日（委員：令和-年-月-日、事務局：令和元年6月3日から同年7月11日まで）